

嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

嘉手納町では、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的に、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査する。

この実施要領は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る業務委託の受注者を、公募型プロポーザルにて選定するための必要事項を定めるものとする。

2. 業務名

嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

4. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

5. 委託料上限額

本業務に係る委託の上限は1,686,000円（消費税を含む）以内とする。

※契約の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

6. 応募資格要件

本提案に応募できる者は、以下に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に本社または事業所を有し、沖縄県内で事業を展開するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 嘉手納町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (7) 「ニーズ調査業務委託」と同様・類似の業務委託を公共団体等から受注した実績があること。
- (8) 嘉手納町及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。
 ※ 指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない。
- (9) 嘉手納町との契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、協議や調整に柔軟な対応ができる者であること。

7. 応募手続き等

(1) スケジュール

内容	日程
①応募書類配布開始	令和4年10月18日(火)
②質問書提出期限	令和4年10月20日(木)
③参加申込書提出期限	令和4年10月20日(木)
④質問書回答	令和4年10月24日(月)
④企画提案書の提出期限	令和4年10月28日(金)
⑤一次審査(書類選考)	令和4年11月7日(月)
⑥一次審査結果通知	令和4年11月7日(月)(予定)
⑦二次審査(プレゼンテーション)	令和4年11月11日(金)(予定)
⑥二次審査結果通知	令和4年11月14日(月)(予定)
⑦協議及び契約締結	令和4年11月17日(木)(予定)

(2) 実施要領等の配布

嘉手納町役場福祉課 地域包括支援係(地域包括支援センター) 窓口に来所の上、直接受け取りとする(嘉手納町役場 588 番地 嘉手納町役場 1 階)。

※ 受取簿への記名・押印のため、受取者は認印を持参すること。

8. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点及び質問等がある場合は、書面(様式はA4判任意)を電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に係る質問」とする。

(1) 送信先

電子メール chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp

電話番号 098-956-0849 ※ 送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 質問受付期限：令和4年10月20日（木）17時まで

(3) 質問回答日：令和4年10月24日（月）までに参加者全員へ電子メールにて
回答

9. 企画提案書等の提出

本提案の応募参加者は、提案書の提出前に次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②会社概要書（任意様式、パンフレット可）
- ③業務経歴書（様式第2号）
- ④業務実施体制調書（様式第3号）
- ⑤企画提案書提出届（様式第4号）
- ⑥企画提案書（任意様式A4規格）
- ⑦見積書及び経費内訳書（任意様式A4縦）

(2) 提出期限

令和4年10月28日（金）16時まで

(3) 提出部数

1事業者1提案とし、6部

(4) 提出方法及び提出先

嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係 持参のみとする（郵送等は不可）

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL：098-956-0849（内線109）

10. 企画提案書等の取扱について

- (1) 企画提案書等は、提出期限を過ぎての変更、差し換え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 応募した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
- (7) 採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、嘉手納町に帰属する。
- (8) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。
- (9) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、嘉手納町情報公開条例（平成14年7月2日嘉手納町条例第9号）に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。

1 1. 選定方法

プロポーザル方式（企画提案書及びプレゼンテーションによる選考）

- (1) 嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託事業者選定委員会（以下、「委託事業者選定委員会」という。）において企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、受託候補者を選定する。
- (2) 一次審査にて書類による審査を行い、一次審査を通過した者に対して、二次審査にてプレゼンテーションによる審査を行う。一次審査を通過した事業者が一者の場合は一次審査の結果をもって選定し、プレゼンテーションでは事務局によるヒアリングを行う。
- (3) 審査は次の着眼点により、総合的に評価して行うものとする。
 - ア. 業務実績
 - イ. 業務実施体制（従事する職員体制、個人情報保護の取り組み）
 - ウ. 実施スケジュール
 - エ. 回収率向上のための工夫
 - オ. 集計・分析、統括の工夫
 - カ. 報告書の形式
 - キ. 見積価格

1 2. 一次審査内容及び結果の通知

次のア.～ウ.の項目により委託事業所選定委員会が採点・審査を行い、すみやかに審査結果を通知する。

- ア. 業務経歴・・・・・・・・・・・・・配点：10／80
- イ. 実施体制・・・・・・・・・・・・・配点：15／80
- ウ. 企画提案の内容・・・・・・・・・・・・・配点：55／100

合格基準点を 50 点とし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。応募事業者が三者以上の場合は合格基準点を満たした上位二者を選定し、二次審査のプレゼンテーションを行うこととする。審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 3. 二次審査内容（プレゼンテーション）及び結果の通知

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。なお、提案書の要約版としてパワーポイントの利用は認める。

- (1) プレゼンテーション実施日の令和 4 年 1 月 1 1 日（金）の詳細については、対象者に別途通知する。
- (2) プレゼンテーションの持ち時間は、1 事業者あたり 30 分程度（企画提案 15 分、質疑応答 10 分、準備 5 分）とする。
- (3) プレゼンテーションの出席者は 1 事業者 3 名以内とする。

- (4) プレゼンテーションでは、スクリーン・モニターのみ本庁で用意するが、その他パソコン、プロジェクタ等の使用機材、備品については、提案者にて用意すること。
- (5) 各提案者のプレゼンテーション終了後、次のア.の項目により委託事業者選定委員会が採点・審査を行い、イ.の一次審査の点数を加点した上で総合的に審査を行う。
 - ア. プレゼンテーション及びヒアリングの内容・・・配点：80/160
 - イ. 一次審査の点数(書類審査)・・・・・・・・・・・・配点：80/160
- (6) 審査結果については、書面により通知する。審査結果についての異議申し立て、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

1 4. 委託契約の締結

委託事業者選定委員会にて選定した最上位者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向けた協議を行う。ただし受託候補者が辞退を申し出た場合、または契約に係る協議が整わない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

1 5. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

1 6. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない、または満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

1 7. 問い合わせ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係 担当：金城

(T E L) 098-956-0849

(F A X) 098-956-0843

(E - m a i l) chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp